2017年9月コード委員会(報告書)で提示されたコード改正案のポイント

参考資料10

2017年2月のコード委員会に向け、加盟国に意見照会されたコード改正案、報告書及び作業計画(2018年1月9日OIEへの提出締切り)

項目番号	参照付属書 No. (コード委員会 報告書の Annex番号)	名称(英語)	名称(仮訳)	ポイント	<u>コード委員会</u> <u>報告書本文</u>
[] —	で改正に係る	るコメント募集】			
4.1	Annex 3	User's guide	利用者の手引き	〇サルモネラ(6.12及び6.13章)について食品安全の観点から記載したものである旨を明記 〇各章の末尾に初採択及び最終改正年月日を記載する旨規定	<u>p4</u>
4.2	Annex 4	Criteria applied by the OIE for assessing the safety of commodities (Chapter 2.2.)	OIEにおける物品の安全性評価基準	〇本章の趣旨が安全物品をリスト化する際の基準であることを明確化するため、2.2.1条及び2.2.2条を修正	<u>p5</u>
4.3	Annex 5	Prevention and control of <i>Salmonella</i> in commercial pig production systems (Chapter 6.13.)	商業養豚におけるサルモネラの予防 とコントロール	〇本章の対象が商業養豚及び市場に流通する豚肉である旨を明確化	<u>p5</u>
4.7	Annex 6	Infection with lumpy skin disease virus (Articles 11.9.4., 11.9.5., 11.9.6. and 11.9.15.)	ランピースキン病	○文意の明瞭化及び修辞的修正 ○清浄国においてはワクチン接種は禁じられているものの、清浄 国に由来するワクチン接種家畜(清浄国等になる前にワクチンを接 種していた履歴があるもの)が他の清浄国に移動する際には条件 は不要である旨を確認(11.9.5条関連)	<u>8</u> g
4.8	Annex 7	Infection with African swine fever virus (Articles 15.1.1bis., 15.1.2., and 15.1.22.)	アフリカ豚コレラ	○第85回総会における議論を踏まえ、本病の野生豚での発生があっても豚由来物品の輸出への影響はないとする一文を削除(15.1.2条) ○安全物品として缶詰肉及びゼラチンを規定(15.1.1条)	<u>8</u> q

5.1	Annex 8	Glossary	用語集	○compartment コンパートメント 用語集からのdisease削除に伴い修正 ○containment zone 封じ込め地域 用語集からのdisease削除に伴い修正 ○disease 疾病 削除 (infection and infestation に修正) ○free zone 清浄地域 生産者が定義し獣医当局が承認を行う例もあることから「獣医当局により定義された」を削除 ○infected zone 感染区域 defined as suchを追加し、疾病章での規定に従う旨を明記 ○transparency 透明性 単一章のみの記載のため削除 ○protection zone 保護区域 コード上の取扱いを反映し、より幅広く適用できるようadjacent(隣接)をneighbouring(近隣)に修正 ○vaccination ワクチネーション 校正的観点からone or more を	<u>9</u> q
5.1'	Annex 9	Proposed deletion of Glossary definition of 'transparency' and consequential changes to chapter on import risk analysis (Articles 2.1.1 and 2.1.3.)	用語集における'transparency'の削除 とそれに伴う輸入リスク評価の修正	one or several に修正 Otransparencyが2.1章以外で使用されていないため用語集から削除されたことに伴う、校正的観点からの修正 O第4.3.1.条 修辞的観点から、他の章で言及されている内容を削	<u>p11</u>
5.4	Annex 10	Zoning and compartmentalisation (Chapter 4.3.)	ゾーニング及びコンパートメント化	○第4.3.1.余 修辞的観点から、他の草で言及されている内容を削除する等の修正 ○第4.3.2.条 移動証明が常に必要となるとは限らないことから「必要に応じ」移動証明を求める旨を明確化 ○第4.3.3.条 animalをcommodityにするなど、横並びの観点から修正 ○第4.3.4.条 清浄性確認のためのサーベイランスに媒介動物(vector)を追加 ○第4.3.5.条 diseaseをinfection or infestationにするなど、用語集の整理に伴う修正 ○第4.3.6.条 リスクが急速に上昇した場合等、緊急時の防護区域の考え方(域内の措置はその他の区域のステイタスに影響しないこと等)を追加 ○第4.3.7.条 疫学的に関連のない複数の封じ込め区域設定が可能である旨を確認するとともに、無病証明期間を明瞭化 ○第4.3.8.条 SPS協定に関する記述を削除する等、校正的観点か	<u>p12</u>
5.5	Annex 11	Collection and processing of <i>in vitro</i> produced embryos from livestock and horses (Chapter 4.8.)	家畜の試験管由来胚の採取と処理	○第4.8.3.及び5条 国際胚移植学会基準に準拠すべき旨を明記 ○第4.8.4.条 veterinary authority を veterinary servicesに修正 ○第4.8.7.条 液体窒素によるコンタミを防ぐため、再利用の禁止を 明記	p15

5.6	Annex 12	New chapter on vaccination (Chapter 4.X.)		○第4.X.1.条 文意との整合のため、imprementionをuseに修正。また、ワクチン戦略の成功のためには品質管理規定との整合が必要であることを明記 ○第4.X.2.条 preventionをワクチンプログラムの定義に追記 ○第4.X.3.条 ズーノーシスに係るプログラムを策定する際、獣医当局は公衆衛生部局と連携するよう明記。その他校正的微修正複数 ○第4.X.4.条 ワクチン接種時の取組としてワクチン接種家畜の識別を明記。また、明瞭化のため8)を分割 ○第4.X.5.条 リングワクチネーションの実施方法は発生状況によるため、設定した区域の外縁から内側に向かって接種する旨規定していた後半部分を削除 ○第4.X.6.条 ワクチン選択時の留意事項b)に家畜の年齢を追加、また。)を明瞭化のため3分割 ○第4.X.7 ワクチン接種のタイミングを決定する上で考慮すべき事項として「ワクチン接種のタイミングを決定する上で考慮すべき事項として「ワクチン接種の方とすることで事故等も内包 ○第4.X.8.条 事前に考慮すべき事項として関連物品の調達及びワクチン接種者の安全を追記 ○第4.X.10.条及び11条 横並びや校正的観点からのdisease statesのdiseaseを削除する等用語を修正	<u>p16</u>
5.8	Annex 13	New chapter on introduction to recommendations for veterinary public health (Chapter 6.X.)	獣医公衆衛生に対する勧告への序論	○「veterinary public health」に関する記述を、WHOの定義と整合性をとるために修正。 ○獣医訓練・教育が考慮するものとして、国、地域及び世界レベルでの獣医の公衆衛生における役割を追記。	p22
5.9	Annex 14	The role of the Veterinary Services in food safety systems (Chapter 6.1.)	食品安全システムにおける獣医サー ビスの役割	○フードチェーンを通したハザードの管理が効果的である旨を追記。 ○農場での感染発生情報の提供により、と畜場でリスクに基づいた検査が可能になることがある点を例として追記。 ○食品由来疾病発生の調査や対応において、獣医サービスが主要な役割を果たすのは、動物製品が原因/関係する場合である点を明記	p23
5.10	Annex 15	Harmonisation of national antimicrobial resistance surveillance and monitoring programmes (Chapter 6.7.)	国家薬剤耐性サーベイランス及び監 視プログラムの調和	○「サーベイランス」を「サーベイランス及び監視」に統一。 ○動物飼料及び環境については、国の優先度にしたがって、サーベイランス及び監視の対象にするか検討するべきである旨追加。 ○サーベイランス及び監視の対象とする動物種、動物に対する病原体の例として、家きんのサルモネラを追加。	<u>p23</u>

5.11	Annex 16	Monitoring of the quantities and usage patterns of antimicrobial agents used in food-producing animals (Articles 6.8.1. and 6.8.1bis.)	食用動物における抗菌剤の使用量と 使用法のモニタリング	○目的の条と定義の条を分離。 ○「治療目的での使用」及び「非治療目的での使用」の定義を明確 化。 ○「成長促進」の定義を追加。	<u>p25</u>
5.12	Annex 18	Introduction to the recommendations for animal welfare (Article 7.1.1.)	アニマルウェルフェアの勧告に係る序論	〇アニマルウェルフェアの定義で、「動物の良好な状態」を「動物の 身体的及び心理的な状態」に修正。	<u>p26</u>
5.12'	Annex 18	New article on guiding principles for the use of measures to assess animal welfare (Article 7.1.X.)	アニマルウェルフェアを評価する測定 指標の使用のための指導原則	○アニマルウェルフェアは、動物の環境や管理の特定の条件の勧告が必要な場合もあるが、動物の状態にとって好ましい結果に基づく基準を用いて評価すべきことを明記。 ○論理の流れと明確化のため、パラグラフの順番を変更。 ○アニマルウェルフェアが満足のいかない評価結果であった場合の対応について追記。	<u>p26</u>
5.13	Annex 19	Animal welfare and pig production systems (Chapter 7.X.)	アニマルウェルフェアと豚生産システ ム	○「豚生産システム」の定義を、第6.13章(豚のサルモネラ)と整合性をとるために「商用豚生産システム」に修正。適用対象を「商用の飼養」豚に修正。 ○「結果に基づく基準」を「動物の状態に基づく基準」に修正。 ○痛みを伴う処置の目的の一つとして、人の安全の向上を追加。 卵巣摘出について追記。 ○群飼では、攻撃的な豚を避ける又は逃げるための空間や機会を 提供すること、攻撃的な豚を個別にすることを追記。 ○疾病管理目的で早期の離乳の必要がある場合があることを追 記。また、離乳子豚は清潔で消毒された豚舎に移動することを追 記。	<u>p28</u>
5.14	Annex 20	Infection with bluetongue virus (Chapter 8.3.)	ブルータング	○校正的修正多数 ○8.3.8条 非清浄国からのワクチンを使用した生体の輸入条件 に、ワクチン接種済個体である旨を明記することを追加	<u>p30</u>
5.15	Annex 21	Infection with <i>Brucella abortus</i> , <i>B. melitensis</i> and <i>B. suis</i> (Article 8.4.10.)	ブルセラ病	〇去勢牛は性的に成熟した家畜には含まれない事例の1つである 旨を明瞭化	<u>p32</u>
5.17	Annex 22	Infection with rinderpest virus (Article 8.15.2.)	牛疫	○文意を明瞭化するため「diagnostic material encording live virus」を「laboratory-generated material containing live virus」に修正 ○いかなるワクチンも禁止する旨を明瞭化	p32

5.18	Annex 23	Infection with <i>Burkholderia</i> (Chapter 12.10.)	mallei (Glanders)	鼻疽	○第12.10.1.条 ヤギを対象に追加。また、人での感染事例について、まれではあるが致死的である旨を明確化 ○第12.10.2.条 他章との横並びの観点から清浄国の要件となるサーベイランスの期間を潜伏期間の2倍である12か月に修正 ○第12.10.3.条 校正・横並びの観点からinfectedをaffectedに修正 ○第12.10.4.条 清浄国における輸入条件を明瞭化 ○第12.10.5.条 抗体上昇に必要な期間が感染後21~30日であることを踏まえ、サンプリング間隔を明瞭化 ○第12.10.6.条 精液採取時に病変を含む皮膚が混入することが問題となることを明記 ○第12.10.7.条 採材時の感染の可能性があることから、1a)、b)及び3)を削除 ○第12.10.8.条 冗長な表現や教科書的な記述を削除し、文意を明瞭化	<u>p33</u>
------	----------	---	-------------------	----	---	------------

【コメン	小募集】				
5.2	Annex 24	Animal health surveillance (Chapter 1.4.) (including proposed new definition of 'early warning system')	動物の健康に係るサーベイランス(早 期摘発システムを含む)	○第1.4.3.条 サーベイランスの実施決定の際には疫学以外にもいっ、どのように採材するのか、また、その回数も重要であるため、タイミング、実施期間を決定する際に考慮すべき事項として追記 ○第1.4.4.条 トレーサビリティが用語に加えれたため、「動物の個体識別システム」を削除するなど、横並びの観点から一部の用語を修正 ○第1.4.5.条 サーベイランスのデザインに関し、より定義が明瞭となるよう全体をみなおし ○第1.4.6.条 コンパートメントにおける清浄性の証明を追加 ○疾病の同定及び通報を同時に含むべきとの観点から、early detection systemをearly warning systemに修正	<u>p11</u>
5.7	Annex 25	New chapter on management of outbreaks of listed diseases (Chapter 4.Y.)		○第4.Y.1.条 校正的観点からリスク分析に関する記述を第4パラグラフに移動 ○第4.Y.2.条 様々な観点からの取組を包含できるようポイント2に「(獣医関連法規の)他の関連法」を追記。また、ポイント3を文意明瞭化のため数カ所修正 ○第4.Y.3.条 新たな科学的知見をベースにリスク分析を行うべきである旨を明記 ○第4.Y.4条 early ditection system を early warning system に修正。また、サーベイランス章の改正に伴い、重複部分を削除 ○第4.Y.5.条 人の動きを疾病の伝播要因に追加。また、重要疾病発生時に備えた指揮命令系統の整備の必要性を追記 ○第4.Y.6.条 防疫戦略中に、殺処分や関連物品の廃棄、農場単位での殺処分を明記 ○第4.Y.7.条 移動制限は発生状況によりその要否が異なるため、「すべき」を「することができる」に修正 ○第4.Y.8.条 媒介物になりえるものは全てが対象である旨、また、消毒が常に用いられる訳ではないことを明示 ○第4.Y.8.条 媒介物になりるるものは全てが対象である旨、また、消毒が常に用いられる訳ではないことを明示 ○第4.Y.10条 ゾーニングが疾病の発生等に伴って設定され、多くは感染区域と防護区域からなることを明示する等、校正的観点からの修正 ○第4.Y.11.条 横並びの観点から獣医補助職をコミュニケーションの対象に追記	<u>p20</u>
6.1	Annex 26	New chapter on introduction to recommendations for disease prevention and control (Chapter 4.Z.)	疾病の予防とコントロールの序論(新 規章)	〇本省は加盟国の防疫に資するためのものであるが、他のいくつかの章同様、導入部分が欠如していたため追加	p35

6.2		New chapter on the killing of reptiles for their skins, meat and other products (Chapter 7.Y.)	皮革・肉及びその他の産品の商業利 用生産のは虫類のと殺(新規章)	○第7部(アニマルウェルフェア)に新規章として追加。 ○皮革、肉及びその他の産物を目的としたと殺におけるカメ類、ワニ類、トカゲ類、ヘビ類のウェルフェアを確保するための勧告を含む。 ○主に、定義、総論、と殺法の選択、ウェルフェアの基準(測定指標)、勧告、参照文献から構成。	<u>p35</u>		
6.3	Annex 28	New chapter on animal welfare and laying hen production systems (Chapter 7.Z)	アニマルウェルフェアと採卵鶏生産シ ステム(新規章)	○第7部(アニマルウェルフェア)に新規章として追加。 ○人の消費用卵の商用生産を目的として飼養される雌鶏を対象と し、初生雛が育成農場に到着してから、採卵鶏農場から除去され るまでの生産期間に適用。 ○主に、定義、適用範囲、ウェルフェアの基準(測定指標)、勧告、 参照文献から構成。	<u>p36</u>		
6.4	Annex 29	New chapter on infection with <i>Trypanosoma evansi</i> (non equine surra) (Chapter 8.X.)	馬スーラ病以外のトリパノソーマ病 (新規章)	〇馬以外のスーラ病に感染する可能性がある家畜を対象とすることを目的として新規章を規定	<u>p36</u>		
6.5	Annex 30	Draft revised chapter on infection with <i>Trypanozoon</i> in equids (Chapter 12.3.)	馬のトリパノソーマ病	〇すべてのトリパノソーマ感染症に対応することを目的として本章 を修正	<u>p36</u>		
6.6	Annex 31	Chapter 11.12. on infection with <i>Theileria annulata</i> , <i>T. orientalis</i> and <i>T. parva</i> (bovidae)	ピロプラズマ病及びタイレリア・オリエ ンタリス感染症(牛)	○対象宿主を拡大するとともに、同一章内で病原体と宿主により対応が分かれることを避けるため牛と小反芻獣とで章を分離	<u>p37</u>		
6.6'		New chapter on infection with <i>Theileria lestoquardi</i> , T. luwenshuni and T. uilenbergi (small ruminants) (Chapter 14.X.)	タイレリア症(小反芻獣)	〇対象宿主を拡大するとともに、同一章内で病原体と宿主により対応が分かれることを避けるため牛と小反芻獣とで章を分離	<u>p37</u>		
【情報							
5.13		Report of the <i>ad hoc</i> Group on Animal Welfare and Pig Production Systems (August 2017)	アニマルウェルフェアと豚生産システムに係る アドホックグループ報告	○加盟国からのコメント等を踏まえ、「アニマルウェルフェアと豚生産システム」のコード案を議論。 ○今回のコード案に対するコメントの数や内容に応じて、アドホックグループ会合を開催するかどうか決定。開催する場合は2018年1月の予定。	<u>p28</u>		

6.5	Annex 35	Report of the <i>ad hoc</i> Group on Equine Trypanosomoses (June 2016)	馬のトリパノソーマ病に係るアドホックグループ 報告	〇馬のトリパノソーマ病に係るコードを、馬のトリパノソーマ病(第12.3章)と馬以外のトリパノソーマエヴァンスィ(第8.X章)に分離する改正案を提案。	p36
7.4.1	Annex 36	Report of the ad hoc Group on Veterinary Paraprofessionals (August 2017)		○獣医補助職のcompetency documentの案を作成。動物衛生、獣 医公衆衛生、検査室診断の分野について、獣医補助職の必要な 能力を記述。 ○獣医補助職のコアカリキュラムについて議論。更なる検討を踏ま え、今後、コアカリキュラムの文書の案を作成する予定。	<u>p39</u>
6.2		Report of the ad hoc Group on Killing Methods for Reptiles Commercially Processed for their Skins, Meat and Other Products	皮革・肉及びその他の産品の商業利用生産の は虫類のと殺に係るアドホックグループ報告	○「皮革・肉及びその他の産品の商業利用生産のは虫類のと殺」 のコード案を作成。	<u>p35</u>
6.3		Report of the ad hoc Group on Animal Welfare and Laying Hens Production Systems	アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システムに 係るアドホックグループ報告	〇「アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム」のコード案を作成。	<u>p36</u>